

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成25年2月27日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

3 出席委員

池辺 強，今井弘晃，上野桂子，工藤真治，河野 聰，下郡恵美子，田中宏明，坪根ソヨ子，中谷雄二郎（五十音順，敬称略）

4 議事内容

配偶者暴力に関する保護命令申立事件について

(1) 内閣府男女共同参画局作成DVD「配偶者からの暴力の根絶をめざして」

の視聴

(2) 配偶者暴力に関する保護命令申立事件についての説明

(3) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆委員（法曹関係者），●：裁判所）

◇ 暴力を受けている者を救済する必要はあるが、保護命令は非常に重たい命令なので、申立人の言い分の信ぴょう性等色々な面を勘案して、裁判所がどのように保護命令の判断を行っているのかについて疑問がある。

◇ 保護命令を申し立てる段階で、非常に高いハードルがあるのではないかと思う。

◇ 申立て後の審尋期日には、誰が立ち会うのか。

● 基本的には、裁判官が審問し、裁判所書記官が立ち会う。

◇ 被害の状況はどのようにして判断しているのか

● 申立人からの書面と審尋期日における面談によって行っている。

◇ 実際に配偶者から何らかの暴力を受けている人の数を考えたら、相談の数が少なく感じる。相談したいのだが、どこに相談したらよいのか分からぬ人が多いのではないかと思う。

制度が改正（拡充）されると、申立件数が増える傾向にあるのであれば、もっと迅速に制度を変化させていく必要があると思う。

- ◇ 暴力を受けるなどして精神的に弱っている者であったとしても、自ら申立てを行わなければならないところが難しいのではないかと思う。
 - ◆ 保護命令申立てに関するパンフレットを作成するなどして、一般の人に制度自体をもっと知つてもらう必要があるのではないかと思う。
 - 申立てを行う人は、通常の精神状態ではない人が少なくないと考えられ、裁判所としても受付時に慎重な対応を必要とすると思われる所以、受付担当者の研修も行っていくべきである。
 - 制度上での問題はあるが、このような問題は、地方裁判所ではなく、家庭裁判所で家裁調査官を活用するなどして判断した方がよいのではないかと思う。
 - ◆ DV事件と他の法制度との関連付けをどうすればいいのかということが重要であると感じた。保護命令を発令する条件として、事実関係が刑事事件として立件される程度に必要となるとハードルが高くなるので、暫定的、緊急的に応えるためには、その間口を広げるべきではないか。また、ストーカー防止法という法律もあるので、場合に応じて適切な手続を選択していく必要があるだろう。
 - 裁判所としては、要件の有無を具体的に検討した上で、申立人と相手方の言い分を聞いて適切な判断を行うことを心掛けることが重要である。
 - 保護命令は、あくまでも暫定的な措置ではあるが、相手方からの事情聴取等を行うなどして、事実認定はしっかりとやっていくことが前提となっている。また、相手方の権利保護という問題については即時抗告という手続がある。そして、効果を持つ期間が限られていることから、いかに次の手続につなげていくかということが重要である。ストーカー防止法との関係は、相談を受けたところが適切に振り分けていけばいいのではないか。
 - 発生件数から見て申立件数は少ないと思う。もっと身近に相談を行える場所があれば良いのにと思う。
- DVが発生した後のためではなく、発生する前に防ぐ方法が何かあればよいのにと思う。
- ◇ こうのような問題は、被害者の方はもちろん、加害者側でも精神的に苦し

んでいる方がいると思われる所以、加害者の立場の方が相談できるようなところがあればよいのにと思う。

5 次回期日等について

(1) 日時

9月26日（木）午後3時から

(2) テーマ

裁判員裁判の実施状況と当庁の取組状況について

(3) 場所

大分地方裁判所大会議室